３中教指第５２４号
令和３年(2021年)4月26日

各幼稚園長　様
各小・中学校長　様

教育委員会事務局
指導室長　齊藤　光司
(公印省略)

緊急事態宣言下における新型コロナウイルス感染症対策の一層の徹底について

各校・園におかれましては、徹底した新型コロナウイルス感染症の感染予防と幼児・児童・生徒の健やかな学びの保障との両立に取り組んでいただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症への対応につきましては、４月２５日に緊急事態宣言が発令され、東京の人流を抑えるとともに、新型コロナウイルス感染症の変異株による感染の割合が急速に増加していることを踏まえ、これまで以上の危機感をもって感染症対策を一層徹底していくことが必要です。

このような中ではありますが、学校（園）については、幼児・児童・生徒の学びを止めないために、基本的な感染症対策を一層徹底しながら、教育活動を継続していきます。

つきましては、下記の内容を貴職下 教職員に周知し、更なる感染症対策の徹底を図るとともに、幼児・児童・生徒に対する新型コロナウイルス感染症対策についての指導も改めて徹底し、実施可能な工夫を行った上で教育活動に取り組んでいただくようお願いします。

記

１　緊急事態宣言中に留意する新型コロナウイルス感染症対策について

（１）幼児・児童・生徒への感染予防対策を改めて徹底した上で教育活動を実施する。

①３密の回避、マスクの着用、正しい手洗い、咳エチケット

②毎朝の検温と健康観察、登校時の健康チェック

（２）飛沫感染の可能性が高い活動について

①各教科等における授業について、グループや少人数による話合い活動等の感染の原因になりうる活動は行わない。

②理科や音楽、体育・保健体育、家庭科等の授業での実験、合唱・合奏、身体接触を伴う活動、調理実習等の活動は行わない。

（３）給食や休み時間における感染症予防策の徹底

①給食の際、私語を慎むとともにマスクは食べる直前に外し、食べ終えた後は速やかにマスクを着用する。

②休み時間は、大人数、大声、至近距離での会話は控える。

（４）学校行事等について

実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で計画・実施する。

①幼児・児童・生徒が１学年以上集まる行事・集会等は開催はしない。

②保護者の参観は行わない。

（保護者のみで集まる会は、時間、人数等を制限して行うことは可）

③来賓・地域関係者は招かない。（オンライン等での実施は可）

（５）校外学習・遠足等について

感染症の拡大防止を鑑み、中止・延期または現在予定している計画を見直した上で実施等を判断する。実施する場合には、下記の留意点に配慮した上で実施する。

①移動手段は、徒歩または換気に留意した貸し切りバスでの実施のみとする。

②公共交通機関を利用する移動は行わない。

③見学地については、人が密集したり、直前でのキャンセルが難しい、または高額なキャンセル料が発生したりする場所・施設は避ける。

（想定している宿泊行事以外はキャンセル料の補填が難しいため）

④校外学習先で食事を取る際は、密にならないよう場所や座席等に十分配慮する。

⑤実施する際には、健康観察カードを活用し、本人の健康状況だけでなく、家族の状況についても１週間程前から把握することで、実施の判断や移動先での発熱等に適切に対応する。

（６）部活動について

原則として全ての部活動を中止とする。ただし、各学校長の責任の下、大会等への出場は可とし、大会等参加に伴う練習及び都県をまたがない練習試合や合同練習等は認める。

なお、活動に当たっては、必要最低限の活動日数・時間及び参加人数にする等の感染症対策を徹底し、実施する場合は必ず保護者の同意書を得る。

（７）土曜授業公開について

５月の土曜授業については保護者等への公開を行わない。

２　４～５月に実施される区主催の研修等の変更点等について

日程	名称	実施について
４月２７日（火）	第１回校長・園長研修会	感染症対策に留意して実施
４月２７日（火）	第１回教務主任会	オンラインによる実施
４月３０日（金）	第１回生活指導主任会	書面による開催
５月７日（木）	ＴＯＫＹＯ　ＧＬＯＢＡＬ　ＧＡＴＥＷＡＹ説明会	感染症対策に留意して実施
５月１０日（月）	第１回保幼小中連携教育研修会	オンラインによる実施
５月１１日（火）	新任副校長研修会	感染症対策に留意して実施
５月１１日（火）	中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・中堅養護教諭等資質向上研修Ⅰ	課題提出をもって受講とする
５月１１日（火）	新任主幹教諭研修	課題提出をもって受講とする

※実施する研修については、感染症対策に配慮し、一部内容等に変更を加えて実施します。

詳細につきましては、研修会ごとに別途通知します。

５月１９日（水）	第１回小中連携教育協議会	各校区の実態に応じて実施する
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に留意して実施する ※特に、授業中の教室に多くの教職員や児童等が授業参観に入り、教室内が密になるような状況は避ける。 ※校区内で共通理解を図った上で、オンラインによる開催も可。		

３　家庭における感染症対策の依頼

下記の点について保護者等への啓発をお願いします。

（１）不要不急の外出は避け、都県境をまたぐ移動はしない。

（２）昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食の自粛する。

４　教職員の健康管理の徹底

区民からの信頼を損なう行動を厳に慎むとともに、下記の点について改めて注意喚起をお願いします。

（１）各自健康管理を徹底し、会話や会議の際も必ずマスクを着用する。

（２）不要不急の外出は避け、都県境をまたぐ移動はしない。

（３）昼夜、屋内外を問わず、家族以外の方との会食の自粛する。

【担当】　教育委員会事務局指導室
指導主事　　鎌形　孝二
内　　線　　６４２２